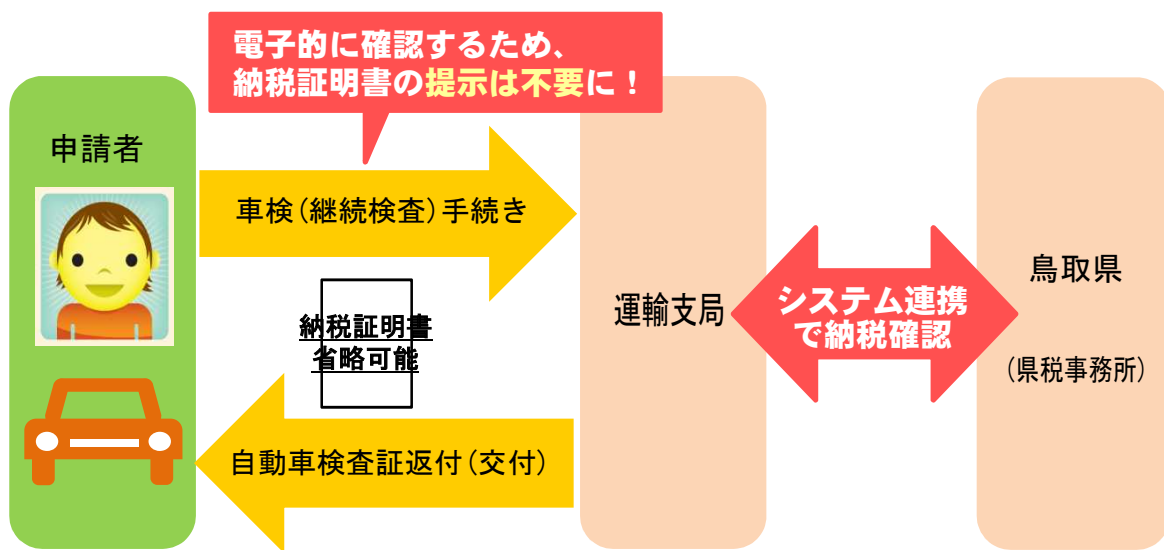


納 税 確 認 の 電 子 化 の お 知 ら せ

平成28年4月から、車検時における自動車税納税証明書の運輸支局への提示が省略できるようになります！

平成28年4月から、国土交通省（運輸支局等）と鳥取県のシステム連携により、自動車税の納付確認が電子化されます。これにより、車検等（継続検査及び構造等変更検査）を受ける時に必要となる納税証明書の提示を省略できるようになります。

平成28年4月以降の流れ



【ご注意ください】

- ◆ 納税証明書の提示が省略できるのは、自動車税の未納（延滞金を含む。）がない場合に限りです。
- ◆ 自動車税を納付後すぐに車検等を受ける方は、納税証明書の提示が必要です。
 - 納付情報が都道府県のシステムに反映されるまで最大20日程度かかる場合があります。
 - この間に車検等を受ける方は、金融機関の窓口やコンビニ等で納付していただき、納税通知書に添付の納税証明書をご提示ください。
- ◆ 次の方の車検用の納税証明書及び領収証書は、経費削減と省資源化を推進する観点から、送付を廃止します。
 - 口座振替による納税を利用する方（送付を希望しない場合）⇒平成29年度から廃止
 - クレジットカードによる納税（Yahoo! 公金支払い）を利用する方⇒平成28年度から廃止
- ◆ 軽自動車・小型二輪自動車は、従来どおり軽自動車税の納税証明書（市町村発行）が必要です。

お問い合わせ先

(制度について)

鳥取県総務部税務課 電話番号 0857-26-7052 FAX 0857-26-7087

(納付状況について)

区 分	管 轄 区 域	電 話 番 号	F A X
東部県税事務所	鳥取市、岩美郡、八頭郡	0857-20-3513	0857-20-3519
中部県税事務所	倉吉市、東伯郡	0858-23-3107	0858-23-3118
西部県税事務所	米子市、境港市、西伯郡、日野郡	0859-31-9605	0859-31-9613